

平成27年第1回美幌町議会定例会会議録

平成27年 3月 5日 開会

平成27年 3月23日 閉会

平成27年 3月20日 第12号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 1 2 号～第 4 2 号
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度美幌町一般会計補正予算(第 1 2 号)について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○日程追加事件

- 追加日程第 1 会期延長について

○出席議員

- | | | | |
|-------|---------------|-------|-----------------|
| 1 番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2 番 | 大 江 道 男 君 |
| 3 番 | 中 嶋 すみ江 君 | 4 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 5 番 | 早 瀬 仁 志 君 | 8 番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9 番 坂 田 美栄子 君 | 1 0 番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 1 1 番 | 橋 本 博 之 君 | 1 2 番 | 宗 像 密 琇 君 |
| 1 3 番 | 大 原 昇 君 | 議 長 | 1 4 番 古 舘 繁 夫 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 美 幌 町 長 | 土 谷 耕 治 君 | 教 育 委 員 会 長 | 沖 田 滋 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 鈴 木 幸 往 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 | 松 本 光 伸 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | | |

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|--------------|-------------|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 染 谷 良 君 | 総 務 部 長 | 平 井 雄 二 君 |
| 民 生 部 長 | 藤 原 豪 二 君 | 経 済 部 長 | 広 島 学 君 |
| 建 設 水 道 部 長 | 矢 萩 浩 君 | 病 院 事 務 長 | 大 村 英 則 君 |
| 会 計 管 理 者 | 植 木 恒 則 君 | 事 務 連 絡 室 長 | 中 村 敏 文 君 |
| 総 務 主 幹 | 田 村 圭 一 君 | 電 算 主 幹 | 河 端 勲 君 |
| ま ち づ くり 主 幹 | 露 口 哲 也 君 | 総 合 計 画 主 幹 | 那 須 清 二 君 |
| 財 務 主 幹 | 小 室 保 男 君 | 契 約 財 産 主 幹 | 石 坂 聡 君 |
| 税 務 主 幹 | 田 中 三 智 雄 君 | 環 境 生 活 主 幹 | 大 場 正 規 君 |
| 児 童 支 援 主 幹 | 武 田 孝 司 君 | 福 祉 主 幹 | 谷 川 明 弘 君 |
| 健 康 推 進 主 幹 | 佐 藤 和 恵 君 | 農 政 主 幹 | 渡 辺 靖 行 君 |
| 耕 地 林 務 主 幹 | 伊 成 博 次 君 | 商 工 観 光 主 幹 | 小 室 秀 隆 君 |
| 建 設 主 幹 | 川 原 武 志 君 | 建 築 主 幹 | 中 沢 浩 喜 君 |

水道主幹 澤 畠 雅 俊 君
事務連絡室次長 三 上 猛 君
教育部長 高 木 恵 一 君
学校給食主幹 石 田 勇 一 君
町民会館建設主幹 斉 藤 浩 司 君
農業委員会事務局長 西 俊 男 君

病院総務主幹 但 馬 憲 司 君
教 育 長 平 野 浩 司 君
学校教育主幹 石 澤 憲 君
社会教育主幹 荒 井 紀 光 子 君
スポーツ振興主幹 佐 藤 修 君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 小 西 守 君

○議会事務局出席者

事務局 長 高 崎 利 明 君
議事係 長 水 上 修 一 君

次 長 橋 本 美 典 君
議 事 係 寺 田 好 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回美幌町議会定例会第16日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番上杉晃央さん、5番早瀬仁志さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読につきましては、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第12号から
議案第42号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてから議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算についてまでの31件を議題とします。

◎議案第35号に係る修正動議

○議長（古舘繁夫君） 議案第35号平成27年度美幌町一般会計予算についてに対しては、宗像密瑠さんほか7名から、お手元にお配りいたしましたとおり、修正の動議が出されています。したがって、これを本案とあわせて議題として、提出者の説明を求めます。

12番宗像密瑠さん。

○12番（宗像密瑠君） ただいま、議長のほうからありましたように、修正案の理由を述べます。

町提出平成27年度一般会計予算案において、社会教育施設費の町民会館改築実施設計委託料5,129万円と体育施設費の河畔公園パークゴルフ場実施設計委託料1,350万円は、それぞれの基本設計・基本計画の成果品の不足及びそれに基づく議論・説明がいまだ十分であるとは言えない中、次の段階である二つの実施設計費を認めるには、今の時点において時期尚早と判断し、これらの実施設計費を抜いた27年度一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ9億5,853万円に改める修正案を提出するものであります。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） これから、修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論される方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、これで討論を終わります。

議案第35号平成27年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決については、坂田美栄子さんほか1名から、無記名投票にされたいとの要求と、大原昇さんほか1名から、記名投票にされたいとの要求があります。したがって、いずれかの方法にするかを、会議規則第82条第2項の規定によって、無記名投票で採決し

ます。

まず、無記名投票にすべきとの要求について採決します。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(古舘繁夫君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番上杉晃央さん、8番岡本美代子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(古舘繁夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。

無記名投票に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票などの賛否が明らかでないものについては、会議規則第84条の規定により、反対とみなしますので、誤りのないようお願いいたします。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(古舘繁夫君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(高崎利明君) それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番新鞍峯雄議員、2番大江道男議員、3番中嶋すみ江議員、4番上杉晃央議員、5番早瀬仁志議員、8番岡本美代子議員、9番坂田美栄子議員、10番吉住博幸議員、11番橋本博之議員、12番宗像密瑠議員、13番大原昇議員。

(投票)

○議長(古舘繁夫君) 投票漏れはありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。

上杉晃央さん、岡本美代子さん、開票の立会をお願いします。

(開票)

○議長(古舘繁夫君) 投票の結果を報告します。

投票総数は11票です。有効投票も11票です。

有効投票のうち、賛成の票は7票、反対の票は4票です。

以上のおり、賛成が多数であり、したがって、無記名投票によるとの要求については可決されました。

よって、議案第35号平成27年度美幌町一般会計予算については、無記名投票により採決します。

まず、本案に対する宗像密瑠ほか7名から提出されました修正案について採決します。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番大江道男さん、5番早瀬仁志さんを指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(古舘繁夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。

修正案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票などの賛否が明らかでないものについては、会議規則第84条の規定により、反対とみなしますので、誤りのないよう記載願います。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(古舘繁夫君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(高崎利明君) それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番新鞍峯雄議員、2番大江道男議員、3番中嶋すみ江議員、4番上杉晃央議員、5番早瀬仁志議員、8番岡本美代子議員、9番坂田美栄子議員、10番吉住博幸議員、11番橋本博之議員、12番宗像密瑠議員、13番大原昇議員。

(投票)

○議長(古舘繁夫君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。

大江道男さん、早瀬仁志さん、開票の立会をお願いします。

(開票)

○議長(古舘繁夫君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票です。無効はありません。

有効投票のうち、賛成が9票、反対が2票です。

以上のおり、賛成が多数であり、したがって、宗像密瑠ほか7名から提出された修正案については可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番新鞍峯雄さん、13番大原昇さんを指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(古舘繁夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。

修正議決した部分を除く部分について、賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票などの賛否が明らかでないものについては、会議規則第84条の規定により、反対とみなしますので、誤りのないよう記載願います。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(古舘繁夫君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(高崎利明君) それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番新鞍峯雄議員、2番大江道男議員、3番中嶋すみ江議員、4番上杉晃央議員、5番早瀬仁志議員、8番岡本美代子議員、9番坂田美栄子議員、10番吉住博幸議員、11番橋本博之議員、12番宗像密瑠議員、13番大原昇議員。

(投票)

○議長(古舘繁夫君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。

新鞍峯雄さん、大原昇さん、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(古舘繁夫君) 投票の結果を報告し

ます。

投票総数 11 票、有効投票は同じく 11 票、無効はありません。

有効投票のうち、11 票が賛成投票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第 2 議案第 12 号から
議案第 42 号まで
(継続)

○議長(古館繁夫君) 議案第 36 号平成 27 年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(古館繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 37 号平成 27 年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(古館繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 38 号平成 27 年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(古館繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 39 号平成 27 年度美幌町公共下水

道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(古館繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 40 号平成 27 年度美幌町個別排水処理特別会計予算について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(古館繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号平成 27 年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(古館繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 42 号平成 27 年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(古館繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 行政報告について

○議長(古館繁夫君) 日程第 3 行政報告について、町長から行政報告があります。

町長。

○町長(土谷耕治君) さきの行政報告に追加して報告をさせていただきます。

追加行政報告といたしましては、美幌町立国民健康保険病院の医師確保についてであります。

社会医療法人明生会美幌クリニックの閉院に伴い、国保病院での月2回の認知症診察の実施など、網走脳神経外科・リハビリテーション病院橋本理事長とさまざまな協議を行ってきたところであります。

一方で、国保病院での認知症診療を望む声もあることから、脳神経外科医師の非常勤採用も視野に入れ、脳神経外科医師の招聘に努めてきたところ、このたび、脳神経外科の医師より、非常勤医師として外来診療を引き受けていただけるとの意思表示があったところであります。

採用を予定している医師は、順天堂大学医学部卒業の宮沢隆仁医師、60歳であります。

宮沢医師につきましては、医学博士、脳神経外科専門医、脳卒中専門医、日本医師会認定産業医、経営学修士などの資格を有し、認知症治療はもとより、脳神経外科医師としての臨床経験も豊富な医師であります。

診療開始につきましては、平成27年4月13日を予定しており、月2回、第2・第4月曜に診療に当たることとなっております。これまでに御貢献いただいた明生会の網走脳神経外科・リハビリテーション病院、道東脳神経外科病院及び桂ヶ丘クリニックにつきましては、引き続き脳ドックをお引き受けいただくほか、脳疾患患者の直接救急搬送につきましても、橋本理事長に要請をしたところ、御快諾をいただいたところであります。

今後とも、町内や明生会等の医療機関と連携を図り、引き続き地域医療を守り、町民の安心・安全に全力を尽くす所存であります。

次に、本定例会に追加し、御提案いたします議案について御説明させていただきます。

条例の改正について、条例第44号から議案第46号につきましては、特別職等の報酬及び給与について、財政状況、道内類似団体及び管内市町村の状況並びに平成27年2月

20日付、美幌町特別職報酬等審議会の答申等を勘案し、報酬月額及び給与月額について改正しようとするものであり、それぞれの条例改正について議決をいただきたいのであります。

平成26年度一般会計補正予算について、議案第47号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第12号）については、新たに創設された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型のそれぞれの事業費を補正しようとするものであります。

主なものとしては、多子世帯支援対策事業補助金として1,140万円、子育て世帯等応援事業補助金として495万円、プレミアム商品券発行事業補助金として1,476万円、店舗リフォーム促進事業補助金として3,000万円、起業家支援事業補助金として400万円、住宅リフォーム促進補助金として5,500万円、その他、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る経費などの追加を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） ただいまの行政報告について質疑を許します。

質問は、1人3回までとします。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この問題は、たまたま、私も、町民の皆さんの声を聞く中で、本日3月20日をもって閉院されるということで、町長には、町民の強い要望を含めて取り組むようにということで質問させていただきました。私も本当に驚きましたけれども、このような形で国保病院の医師の確保ができて、町民の皆さんが安心をして4月から月2回の診療を受けられるという町長の取り組みを大いに評価したいですし、町民の皆さんも喜んでいるところだと思います。

そこで、脳神経外科の先生が来ることに

伴って、今後の診療で、現在、国保病院で保有しているMRIとかCTがありますけれども、これらについては、特に既存の医療機器を使って診療することに支障はないということで、このことに伴う医療機器の更新とか、そういったことについては特段ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 今、宮沢先生ともお話を進めておりまして、CTについては問題がないと思っております。しかしながら、MRIは、かなり古いものでありまして、磁気タイプの0.2テスラというものなのですが、それを使えるかどうかについては、今、先生のほうに問い合わせをしている最中でありまして。そのほか、場所を整形外科のところと考えていますので、必要なオーダーリング機器、それから、パソコン等を備えて、そのほかの診療機材についても問い合わせ中なので、追って明らかになるかと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今回、追加で、月2回の外来診療が開けるということを聞きまして、とりあえずほっとしているというのが実態でございます。

過日、所管しております総務文教厚生常任委員会で、なくなるということの報告があって、委員会としても十分な事後対策を求めているものでございます。

そこで、何点か確認をさせていただきたいと思いますが、今回の月2回の対応をされるということについては評価をいたします。ただし、急患対応は地元では不可能ということで、網走まで搬送されるという状況がなお懸念材料としてあります。

この点で、十分ではない状況がなお残っているということと、月2回で果たしてどの程度をカバーできるのかという部分についても心配材料がございます。

この点について、月2回の外来診療をどの程度をカバーできるのかということについて

お示しをいただければと思います。

最後には、やはり、脳神経ということになりますと、命にかかわる問題という内容であります。町立国保病院でいつでも見られるという医師の確保が求められているなというふうに思うのですが、この点では、従来どおり、地元でしっかり見られる体制をつくるということについては、今回の処置は処置として受けとめた上で、なお御努力いただきたいというふうに思うのですが、この点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 大江議員がおっしゃるとおりでありまして、月2回でどれだけの患者数が診察できるのかというのは未知数であります。したがって、今、先生とお話を進めているのは、オープンにして見ていくのか、予約診療にして、あらかじめ人数等を制限する中で診療するのか、それは見きわめながら対応していきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大江議員の質問にお答えしますけれども、固定医であれば一番安心されると思いますので、引き続き固定医を求め努力をしていきたい、そのように思っております。

それで、月2回ということ、今、ここにある機器をどうするかというような観点で、今回、出張医の先生をお願いするということになりました。美幌クリニックにつきましては、美幌に進出していただいて19年がたちます。それで、一分一秒を争う脳血管疾患でありますので、町民の皆さんが脳血管疾患に遭っても大きな後遺症もなくやれたというのは、本当に美幌クリニックあってこそだと思います。そういった意味で、この場をかりて、明生会並びに美幌クリニックの藤田先生には感謝を申し上げたい、そのように思っております。

脳神経外科医の確保も大変厳しいと聞いておりますので、厳しい状況の中ではあります

けれども、引き続き、固定医の招聘に向けて努力をしていきたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） この宮沢先生は、非常勤ということですが、今、どこかの病院に勤務されているのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 先生自体は、今、フリーの非常勤という形で、ほかの病院も兼ねて勤める予定であります。したがって、月曜日については、本町対応ということで、第2・第4のみに当たっていただくような体制で考えているということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密瑠さん。

○12番（宗像密瑠君） 同じ質問ですが、今回、脳外科医の先生にいらしていただけるということに関しては、私ども議員の中でも脳ドックの診療を進めてまいったわけですが、今回、こういうことになるということは非常に残念と言った矢先にこういう朗報が聞けたということは、非常にうれしいし、ありがたいことだと思います。

そこで、今、いろいろと質疑がありました。今後の機器類の話とかがありましたけれども、私も、お粗末ながら、体験上、脳神経外科に関しては、おかげさまで勉強させていただきました。

その中で、今予算の中でも、いわゆるリハビリ部分を我が国保病院の中において補充されて、これからいい体制になるなど思っていたわけですが、脳神経外科のほうのリハビリというのは、また別といいますか、ちょっと特殊なものの中には入っております。

そういう面において、どのようにお考えか、お聞きしたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 月2回の診療でどの程度のリハビリテーションができるかどうかという部分があるのだろうと思いま

す。

それで、例えば、脳疾患で歩行障害になった場合については、当病院の理学療法士で十分に対応できると思いますけれども、手の麻痺については、作業療法士という分野なので、そこら辺の体制まで持っていくかどうかについては、宮沢先生とも十分に協議して、今後の対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密瑠さん。

○12番（宗像密瑠君） 大体わかりました。

今、事務長が言うとおりの、理学療法士、作業療法士など、文言のこともありますが、このリハビリにおいては、今までも、保健師だとか、いろいろな手回しによって、網走の脳神経外科にも相当お世話になってきていることは十分に理解しております。できるだけ、医療サービスのほうにも十分な配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 引き続き、町民の皆さんの安心・安全のために、医療を初め、介護、福祉、健康づくりにしっかりと取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 以上で、質疑を終わります。

これで、行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を、11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第47号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 議案第4

7号平成26年度美幌町一般会計補正予算(第12号)についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 追加議案の7ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第47号平成26年度美幌町一般会計補正予算(第12号)について御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、新たに創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型の事業費を予算化しようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,914万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ101億3,650万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それではまず、歳出を御説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きいただきたいと思ひます。

個々の事業の説明に当たりまして、地域消費喚起・生活支援型4件につきましては支援事業、また、地域創生先行型の事業8件については先行型事業と略させていただきますので、御了承願ひたいと思ひます。

まず最初であります、総務部の企画費、政策推進事業費の増ということで、297万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、先行型事業であります。人口ビジョン及び総合戦略を策定するためのまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託料のほか、必要な事務経費の補正をお願いしようとするものであります。

次に、民生費の社会福祉総務費の一般事務費の増1,152万6,000円につきましては、新規で、これは支援型事業でございますが、少子化対策の一環といたしまして、多子

世帯の子育てを応援しようとするもので、18歳以下の子を3人以上養育する世帯に対し、第3子以降1人につき3万円の商品券を発行する多子世帯支援対策事業補助金のほか、事務委託経費を補正しようとするものでございます。

次に、児童福祉総務費の一般事務費の増793万6,000円につきましては、既定の町単独補助金からの振りかえでございますが、これは先行型事業であります、民間保育園を利用する保護者の負担を軽減し、子育て環境の充実を図るもので、ゼロ歳から2歳児にかかる町立保育園保育料との差額を補助するもので、民間保育園利用者補助金の補正をお願いしようとするものでございます。

次に、18、19ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上段であります、農業振興費の農業担い手確保育成事業費の増500万円は、既定の町単独補助金からの振りかえでございます、先行型事業であります。農業の担い手を確保するために、新規就農者に対する奨励費補助として、農業経営開始費用として200万円、新規農業従事者に対する補助として、資機材購入費、資格取得費、あるいは研修経費などを補助するもので、限度額は100万円であります。地域しごと支援事業補助金として補正をお願いするものでございます。

次に、林業振興費の民有林振興対策事業費の増275万円につきましては、先行型事業でありまして、森林認証エリアの拡大と認証材の付加価値向上を図るために、認証材購入者に対する2分の1の補助の森林認証材活用促進事業補助金、これは既定の町単独補助の振りかえでございますが、そのほか、製品開発、セミナー・講演会開催等の経費をお願いしようとするものでございます。

次に、商工費であります、商工業振興費の一番上、商店街活性化事業費ということで、業務等委託料の子育て世帯等応援事業事務委託料37万2,000円と、補助金の2

行目、子育て世帯等応援事業補助金495万円でありまして、これにつきましては、既定の町単独事業からの振りかえ及び拡充でありまして、まずは支援型事業であります。北海道と連携いたしまして、プレミアム商品券を子育て世帯及び若年者に発行し、生活支援及び地域の消費喚起を図るもので、プレミアム率55%の商品券450枚を2回発行する子育て世帯等応援事業補助金のほか、事務委託経費を補正しようとするものでございます。

次のプレミアム商品券発行事業事務委託料210万3,000円と、補助金のプレミアム商品券発行事業補助金1,476万円につきましては、これも規定の単独補助からの振りかえと拡充でございます。これは、支援型事業でありまして、北海道と連携をしてプレミアム商品券を発行し、地域の消費喚起を図るもので、プレミアム率30%の商品券2,460枚を2回発行するプレミアム商品券発行事業補助金のほか、事務委託経費を補正しようとするものでございます。

次に、補助金の起業家支援事業補助金400万円でございます。これは、新規事業でありまして、先行型の事業であります。起業、創業する方を支援することで雇用の創出及び地域の活性化を図るもので、起業、創業に必要な経費の3分の2を補助、限度額200万円として補助をするほか、空き店舗における家賃の10分10を2年間以内補助する起業家支援事業補助金を補正しようとするものでございます。

次に、店舗リフォーム促進事業補助金3,000万円でございますが、これは、新規でございます。先行型事業で、店舗のイメージアップを図る事業者を支援し、商店街の活性化を図るもので、店舗等の改修費の2分の1補助、限度額100万円の事業でありまして、30軒分を計上いたしているところでございます。

次に、観光振興事業費の増ということで、この中で、普通旅費、消耗品費、印刷製本

費、修繕料、飛びまして、庁用備品、機械器具、次のページの北海道移住促進協議会負担金、これらの合計318万円につきましては、新規の先行型事業で、首都圏からの移住促進を図ることで人口減少に歯どめをかけるため、東京や大阪で開催される移住フェア参加経費のほか、「ちょっと暮らし」の体験施設の整備として、旧美幌中学校教頭住宅の内装改修や備品購入等の経費の補正をしようとするものでございます。

次に、業務等委託料の特産品等研究開発推進事業委託料460万円でございますが、これは、新規でありまして、先行型事業で、特産品の開発や販路開拓を支援し、地元農畜産物の付加価値向上と、本町を広くPRするため、開発や販路の開拓経費については10分の10の補助、人件費については3分の2の補助をしようとするものでございます。

次に、20、21ページをお開きください。

土木費の住宅総務費、建築事務費の増、補助金、住宅リフォーム促進補助金5,500万円でございますけれども、これにつきましては、支援型事業で、平成23年から実施しております既定の町単独補助からの振りかえでございます。民間住宅のリフォームを促進し、快適な住環境の確保と地域経済の活性化を図るもので、リフォームに要する経費の20%補助、限度額50万円で、過去の実績を踏まえ、150件分を計上いたしているところでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、14、15ページにお戻り願いたいと思います。

歳入でございますが、国庫支出金といたしまして9,478万2,000円で、この中で住宅費補助金2,169万7,000円とございますけれども、これにつきましては、住宅リフォーム促進事業に係る交付金ではありますが、本町では上限50万円としているものでありまして、本交付金につきましては限度額が20万円となっているために、約6割分は

一般財源となるものでございます。

次に、道支出金は291万円で、商工費補助金291万円につきましては、プレミアム商品券発行事業補助金及び子育て世帯等応援事業補助金について、道補助金として5%が交付されるものでございます。

次に、一番下になりますが、雑入ということで、新規就農者等支援事業負担金の増150万円につきましては、新規農業従事者に対する補助300万円の2分の1をJA負担金としていただくものでございます。

最後に、財政調整基金繰入金の増ということで、4,995万4,000円の増額補正でございますが、今回の総事業費の1億4,914万8,000円のうち、交付金限度額9,478万2,000円を超える額から、道補助金その他特定財源を差し引いた一般財源を財政調整基金に求めるもので、主なものとしては、先ほどご説明いたしました住宅リフォームの交付限度額が町の限度額よりも低いことが大きな要因となっております。

今回の補正によりまして、財政調整基金の年度末残高は、11億969万9,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 17ページの業務委託料、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託料と、19ページの店舗リフォーム促進事業補助金の2点について質問したいと思います。

最初のまち・ひと・しごと創生総合戦略の業務委託について、成果品はいつごろ出されて、議会で説明を受けられるのか、その時期をお知らせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） まだ発注前でありまして、詳細については、業者とも調整をしておりますので、はっきりは申し上げら

れませんが、いずれにせよ、今年度中には策定するということになります。特に、総合戦略につきましては、広く住民の方にもお知らせをしなければいけないということでありますので、当然、年内には成果品を出して、意見をいただき、あるいはパブコメ等を実施する必要があるということで御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 12月中ぐらいには成果品が出るということで、まず、押さえておきたいと思います。

次に、19ページの店舗リフォーム促進事業は、以前から、民間住宅のリフォームについては、町民の皆さんから大変喜ばれて、町のほうも、延長したりしながら取り組まれておりますが、店舗リフォームの関係で、先ほどの説明では30軒ということで予算計上されておりますけれども、もし、この予算を超えるような申請があった場合の対応というのはどのように考えられておりますか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 一応、事前に行いましたアンケート調査に基づいて予算を計上させていただいたものでございます。一応、受け付け期間を設けて希望件数を把握したいというふうに思っておりますけれども、30軒を超えた場合については、年数を区切っていることもあるので、延ばせるものがあったら延ばしていただくと。ただ、どうしてもこの年ということであれば、補正をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 19ページの起業家支援事業補助金の400万円について、これは10分の10の家賃補助で2年間という説明だったと思うのですが、例えば、家賃補助でも、上限がないのか、それとも、先着順と言ったらおかしいですが、400万円の予算を使ってしまったら終わりなのか。

それと、受け付け期間というのは、新規起業者でもいつからいつまでと期間を区切るものなのか。その辺のところをお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 家賃の助成については、上限を設ける考えはございません。あくまでも、ここの経費であります上限200万円に達するまでの月数の中で補助していきたいというふうに考えております。

この扱いについて、申し込み期限をつけるのかということをございますけれども、これについては、随時、受け付けをしていきたいというふうに考えております。特に、いつからいつまでの申し込み期限ということではなくて、それぞれ起業を望む方については随時出てくるだろうというふうに期待もしておりますので、その都度、対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 17ページの多子世帯支援対策事業補助金というところなのですけれども、ここのところで、1人につき3万円の商品券を発行されるということなのですけれども、例えば、商品券に期限がついているのかどうかということをお尋ねしたかったのです。

というのは、プレミアム商品券のときも、期限つきということになると、使いたいときに使えないということで、できれば期限を定めてほしくないという意見が何件か寄せられていますので、そのところはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） ただいまの御質問について御答弁申し上げます。

本交付金の事業につきましては、その実績、成果を求められております。ついては、各事業がそうなのですけれども、事業実施後にアンケート調査を行いまして、その実績を

国に報告するというございますので、一定程度、事業の期間を設定しなければなりません。

ついては、多子世帯に対する支援対策事業につきましては、現時点では、秋ごろに商品券を発行いたしまして、12月ごろをめどに消費を行ってもらう、その後、アンケート調査をして国に報告する、そのようなスケジュールで考えております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） わかりました。

例えば、1カ月、2カ月と期間が短いと、使いたいときに使えないという状況もありますので、期間を定めるときに、使いやすい季節というのがありますので、そういうことでもできれば考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） 議員御指摘のとおり、せつかくの事業でありますので、多くの皆さんに喜んでいただけるように、事業の実施に当たっては、十分に関係者と協議の上、少しでも成果が上がるような制度にしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） 19ページの店舗リフォームの件でお尋ねいたします。

たしか、私は、一般質問といひますか、町長といろいろお話ししたときに申し上げた中で、いわゆる道路行政と今回のリフォームの件というのは、店舗といひのはおおむね道路のそばにあるのです。そうすると、道路はそのまま、さあ、店舗をリフォームしたい方はいらっしやいますかと言ひても、この道路がもうちょっとこうなれば申し込みたいのだけれどもなんてことになれば、せつかくのことがなかなか進まないということになります。

私が申し上げたように、その部署、その部署が独立してつくるのではなくて、いわゆる連動性や、このリフォームの件に関しては、ここの道路の補修は何年度に行いますということも含めてお考えくださいと。また、その道路を大がかりに直すときには、店舗のリフォームに関してまた提案を申し上げますからということで町長から一言口添えあればこの計画も生きるのとありますけれども、ただ単品でこういう事業を提供して、それほどの効果が上がるかといいますと、それなりに効果はあるでしょう。しかし、今、私が申し上げたような形だと、もっと効果が上がる、もっと進めていけば町が変わる、町並みが変わるといふような展開になるやもしれないと私は考えます。

そういうお考えとか構想がおありになれば、いろいろな補助金がございますけれども、せっかくやるのであれば、それだけの効果が上がるような方式が私は肝要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回の事業は、アベノミクスの中の一つの地方創生という中で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を使わせていただくというようなことで、議員がおっしゃるように、今できることはしっかりやって、長い時間を要するもの、特に、道路のように、きょう言ってあしたできるというようなものではなく、なかなか動いていけないというような部分については、しっかりと中長期的な計画を立てながら、それと連動するような形でやっていきたいと考えております。ただ道路をつくれればいいというだけではなくて、この前も一般質問でお話しましたように、にぎわいのある道路だとか、そういうことを目指して行って、そこで、道路だけではなくて、いろいろな面にいい影響を与える、波及効果があるようなものをしっかりと見定めながら取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密瑠さ

ん。

○12番（宗像密瑠君） 町長はよくわかっていらっしゃって、質問したかいがあったなと思っています。

ついでですので、もう一言言っておきます。

今回の定例会においても、一つ、これにかかわる問題がありました。それは、空き店舗の問題、それから、この通りの家を解体したいのだけれども、ちょっと予算が足りなくてなかなか解体できない……。〔発言する者あり〕

ちょっと待ってください。話が連動しますので。待てと言われれば待ちます、やめろと言われたらやめますけれども、これが、今、私が言っている話につながるのです。

これは、今言ったリフォームと連動してくるのです。今回、アベノミクスでこういうぐあいになっているのは十分に理解しているところです。それで、我が町独自でやるというときには、そういうことも含めて効果の上がるようにしていただければありがたいと思います。

終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 限られた予算の中で最大の効果を出すというのが我々の使命でありますので、しっかりと、そういった考え方に基づいて執行、あるいは事業の展開を考えていきたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第47号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第44号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 議案第44号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 追加議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明いたしますので、追加の参考資料1ページをお開きいただきたいと思います。

資料31、議案第44号関係、条例名、美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正目的であります。議員の報酬月額におきましては、平成8年12月以降、18年間にわたり改正が行われていない中、財政状況、道内類似団体及び管内市町村の状況並びに平成27年2月20日付、特別職報酬等審議会の答申等を勘案し、議員の報酬月額を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。議員の報酬月額を改正するというので、別紙の一覧を御参照いただきたいと思っております。

この別紙の見方といたしましては、上部の表が現行でありまして、下部の表が改正案であります。

報酬年額ベースの順位として並べてございますので、御了承願いたいと思っております。

そこで、現行では、道内類似団体9団体のうち、本町議員報酬の年額は3番目と上位の水準にあることから、中位の水準に改めるべ

きとの考え方から、月額報酬を約10%削減し、記載の額に改正しようとするもの、また、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長においても中位の水準に改めるべきとし、改正後の議員報酬に対し、それぞれ、左側の矢印の右側に書いてありますが、議長が改正後の議員報酬に対し約150%、副議長が約120%、委員長が約108%相当額の記載の金額に改正しようとするものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日。

以上、御説明を申し上げます。

なお、参考資料の3ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） これは、多分、報酬等審議会から答申を受けての町長からの提案だと思っておりますけれども、報酬等審議会からいつ答申を受けたのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 大原議員の御質問にお答えいたします。

報酬等審議会からの答申ということでございますが、答申を受けましたのは平成27年2月20日でございます。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 2月20日ということであれば、追加議案ではなく、本議案の中にも載せられる時期ではないかと勝手に憶測するのですけれども、その辺の成り行きというか、経過を教えてくださいませんか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、主幹のほうから答弁させていただいたように、2月20日に答申を受けました。その前に、私から委員会

対しまして諮問をして、その答えが答申という形で20日に来ました。非常に重たいテーマでありますので、慎重に検討し、その期間が今日までかかったということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇さん。
○13番（大原 昇君） わからないではないのですけれども、私たちにしても非常に重い。であれば、今、追加されてやっても、今度は私どもが考える時間がなかなかない。これは、私たちだけのことを考えればいいのですけれども、これから若い議員が出てくるような体制だとか、いろいろなことを考えると、非常に、論議をさせていただく時間が欲しいと私個人は思っています。果たしてこれがどうなるかわかりませんが、時間がないような追加議案でいただいたというのは非常に残念なところあります。

感想ということになってしまいますけれども、以上です。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。
○4番（上杉晃央君） 大原さんとかぶらないように、まず、諮問をした時期がいつなのかということと、答申が出たのはわかりました。

それで、大原さんが言っているように、私たち現職議員だけではなくて、今後、立候補を予定する人にも影響を及ぼす重要な条例提案ですから、なぜ、12月にこういう提案をして、議会議員にしっかり検討する時間を与えるような準備ができなかったのか。

というのは、この背景には、一般職の人事院勧告による給与の削減とか、そういったことは前から決まっている話ですよ。決まっているというか、流れとしてはそういうことがあって、その中で、議員報酬、特別職も含めて、なぜ、早くにそういう諮問をしながら、答申を得て議会に提案するような作業が、今、この期に及んで、3月の当初の予算の中ではなくて、ぎりぎりになってから追加されているということで、我々議員も、このことを重く受けとめながら議論をしていかな

いとならないのですけれども、それにしても余裕がなさ過ぎるなど。

私は過去の例を調べておりませんが、恐らく12月ぐらいの議会にそういったものが出されて、その上で議会の中で議論したことが多かったと思うのですけれども、その辺も含めて、今回の提案が3月になった経過と、諮問がもっとはやくできて、答申も得て議会に提案することができなかったのか、その辺の経緯についてお答えください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。
○町長（土谷耕治君） 私どもは、適切な時期に諮問して、そして、4回の十分な審議を経て、慎重なる審議を行っていただいた結果として、2月20日に答申をいただいたということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。
○総務主幹（田村圭一君） 今回御提案の案件の諮問の時期でございますが、諮問につきましては、平成26年12月5日に諮問をしているところでございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。
○2番（大江道男君） 何点か御質問したいし、資料も求めたいというふうに思います。

一つは、この前、前期の特別職等報酬審議会が土谷町長の諮問を受けて答申を出されたのは、たしか第16期の議員の任期の1年以上前ではないかというふうに思います。それで、議会といたしましては、大変重い議案の提案で、15%の削減案であったということで、その議案そのものは認められないと否決をした上で、議会として調査特別委員会を設置して、約1年、調査をして、議会としての報告書がまとめられているところです。その後、選挙をくぐるという状況でありまして、提案された16期の議会としては、相当長時間をかけて審査するというのか、調査するというのか、やった経過がございます。

今回、公文書の公開を求めまして手に入れた審議会の開催状況は、今、お話もありましたが、町長が諮問したのは昨年暮れの12月5日であります。明けて3月の町議会定例会

に提案したいということで諮問を出しています。答申が出されたのは2月20日ということでありまして、したがって、追加提案という形になっています。受けた町議会としては、本日からこれを審査せざるを得ないと。目の前に選挙を控えて、十分な審査日程がとれないこの土壇場で、今、議員報酬、それから、町長、副町長、教育長の給与の改定の話が出てくるということについては、議員の大半が時期的にはどうなのかという思いを率直に持っています。できる限り慎重な審査をせざるを得ない、このように私自身は思っているところでございます。

それで、一つには、やはり、町長の諮問機関なので、議会側としても、それなりにしっかり目を通さなければいけない、そういうふうに思っております。私自身が文書の請求を行って手に入れたものですが、全ての議員が会議録に目を通した上で少なくとも判断しないと失礼に当たるだろうというふうに思います。

そこで、資料要求として、報酬等審議会の会議録を全議員に御配付をいただきたいというのが1点であります。

もう一つは、これは町長への御質問になりますが、昨年暮れの12月5日に、3月の町議会で報酬等を改定したいということで諮問されたその真意を聞かせていただきたいというふうに思います。

特にお聞きしたいのは、最近の北海道新聞などの論調の中で、首長も対立候補が立たない、あるいは議員も定数を満たない、こういう状況で、地方自治は一体どうなるのだという警鐘が鳴らされています。

とりわけ、議員については、定数を減らせ、報酬は下げろ、こういう大きな流れがありますが、その結果、平均構成年齢がどんどん上がっていきまして、若い人が二元代表制の一角の議会に全然立候補されない。こういう状況について、諮問をするに当たって、どういう角度で諮問されているのか。少なくとも、会議録を見る限り、それに触れた議論の

経過は全くない、このように思っていますが、答申書を受け取った首長として、その部分についてはどのように受けとめておられるか。

さらに、美幌町議会として、これは私の見解と異なる部分はいっぱいありますけれども、やっぱり、若い人が議会に立候補するためには、一定の報酬がなければ、子供も育てられないし、生活も維持できない。こういう状況で、美幌町の特徴としては、定数を減らして、報酬等については少なくとも維持しようという方向で、26名が22名に、さらに20名に、18名に、そして現在の14名にと、相当短期間で定数の削減が行われています。これが美幌町議会の一つの特徴だというふうに思います。

これは、美幌方式とも言えるものかなと思っております。この定数削減の動きについては、議会が勝手にやっていることであって、そのことを報酬に反映させる必要は一切ない、これが審議会の体制だというふうに思います。

そうすると、二元代表制の一端を担う議会にかかる経費が極端に痩せ細っていくということにならざるを得ないのではないのでしょうか。せつかく、自治基本条例で、議会と行政が一緒になっていい町をつくろうということで、いい憲法とも言うべき自治基本条例ができて、議会をどんどん痩せ細らせたら絵に描いた餅にしかならないと私は思うのですが、そういう観点から見て、今回の答申を受けとめた町長として、どのように評価されているかもあわせてお聞かせいただきたい。

第1回目は、聞かせていただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 答弁漏れがあったら御指摘をいただきたいと思っておりますけれども、今、全国、全道で統一地方選挙が行われるということで、無投票になる可能性がある、あるいは、議会議員については定数まで満たないところがあるのではないかとということが報

道されたりしております。ただ、この要因が果たして報酬だけなのかどうかというところは、やはり、報酬だけが全てではないと思っております。

私は、個人的な見解を言いますと、子供は親あるいは大人の背中を見て育つと言われております。美幌町の次の世代を背負っていただけの若者は、多分、私も含めて、議員の皆さんも、ここにおられるように、志を持って働く私たちの背中を見て、あるべき姿や憧れの姿を多分追っているのだろーと思っておりますので、報酬が少ないというだけでは、やはり、無投票であるとか、あるいは定数に満たないという答えにはなかなか行き着かないのではないかと、そんなふうに思っております。

私は、やはり、議会の皆さんは、一定の志を持ったり決意を持ったりして、あるいは覚悟を持ってと言っていると思っておりますけれども、みずからこの立場を求めたということだと思っております。そうであれば、なおさら、我々は、率先垂範して自分を律するということが極めて重要だと私は思っておりますので、私についても、議員の皆さんについても多分そうだろうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、一定の報酬がなければなかなか難しいのではないかとということでもありますけれども、今述べましたように、私を初め、特別職の皆さん、さらには議会の皆さんにそれぞれの責務、責任があると思っております。また、役割や使命ということがあると思っておりますけれども、例えば、今、削減されたという提案をしておりますけれども、そのことで志が果たせないだとか、志がなえるような報酬あるいは給与であるのかというのは、私は耐え得るのではないかと、思っております。

それで、この審議会は、昭和の初期のころだと思っておりますけれども、お手盛りを厳しくいさめる目的のために、第三者機関にあり方を含めて審議をいただくというシステムになっております。

それで、今回の委員の皆さんについても、各界各層を代表する有識者の方でありますし、そういった中での構成になっております。もちろん、地域経済や地域で働く方々であるとか町民の暮らし、あるいは地域事情に精通されている方でもありますし、多くの町民の皆さんの意見を聞く立場にある方々であります。また、知識、経験、あるいは広い見識をお持ちの方が慎重に審議をさせていただいたという答申に対しては、私としては、尊重しなければいけないし、重く受けとめて、さまざまな検討をした結果、妥当と判断して、今回、提案をさせていただいたということでございます。

○議長（古館繁夫君） 何で今ごろかというものが漏れています。

○町長（土谷耕治君） 諮問のときに、私は、3月と言った記憶がありませんので、答申を受けたときには3月をと言った記憶があるのですけれども、ちょっと議事録を精査しなければわかりませんが、御指摘があれば、もう一度、お願いしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 報酬等審議会の議事録等の資料の要求ということでございますが、資料のほうについては準備したいというふうに考えておりますが、若干時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） 暫時休憩します。

再開は、1時15分とします。

午前11時57分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今、特別職報酬等審議会の会議録をいただきました。私は、とりあえず事前に読み込んでおりますので、全体

の傾向は承知しております。

そこで、私は、議会に身を置いて、思っていることなのですから、このままでは議会は全くの形式になってしまうのではないかと、いうように実は思っています。

町長は、報酬が低くても、そこは大きな志でやっていただくべきではないかということなのですが、大抵の人はそうだと思います。例えば、私も、29歳で、ある町で議員になりましたが、その当時いただいていた給料は、その後、どんどん改定になりましたけれども、その年代、年代の給料表を比較いたしますと、上回ったことは一度もないというのが実態ではないかと。ただ、比較的大きなまちの旧北見市ですと、議員の報酬のレベルは、課長級ということで、一定の物差しがあったようです。あるところでは、係長級ということで定められているようですが、多分、今、美幌町などを含めた多くのまちでは、そういうレベルにはならないのではないかと、いうように思います。

あわせて、ある時点から議員年金は打ち切りになる。もともと、議員には退職金制度はないということですから、4年に1度の選挙を経て、当選すればよし、落選すればその後の生活の保障は一切ない、大変危険な職業で、家族には薦められない中身だと思います。

こういう中で、やっぱり、若い人が人生をかけて議員として頑張ろうという土壌は、多分、冬の氷のように、春先になったら解けてしまいますので、家族の猛反対を受けて出られないだろうと思います。そういう部分の議論がこの中には全くないのですよね。では、美幌町は一元代表制で行くつもりなのかどうか金額を決める後ろ側にはないのは大変まずいのではないかと。

それと、第1回目にも申し上げたのですが、美幌町の議会の特徴として、できるだけ、活動する報酬を引き下げるのを避けて、定数を削減することによって、何とか1人当たりの報酬を維持しようではないかとい

う考えが多数で今日まで来ていまして、いわゆる総報酬制度は何とか維持しようではないかと。ここに対する切り込みというか、分析というか、そんなものは議会が勝手にやっていることであって、判断の基準としては検討する価値がないというのは、私は暴論だなというふうに思います。

まだ時間が十分とれていないので、議会費総額が一般会計に占める割合と比較して、定数26名の時代、22名の時代、20名の時代、18名の時代、そして今日ということで、二元代表制の一角に対する予算がどうなっているかということについても、判断の過程としてはしっかり見ていきたいというふうに思っております。正確な数字の裏づけは持っていないのですが、推測としては、定数26名の時代にあっても、一定の報酬は支給されていた。定数26名の時代は、さまざまな調査をするのに、あたかも手弁当でやっていたのだというふうな議論は事実無根だというふうにも思っています。

私も、定数30名の時代に、隣のまちでやっていたので、報酬が物すごく低かったということはないと思っています。これらは、私も調べますが、少なくとも報酬等審議会の中では、数字をきちんと押さえた上で議論すべきだというふうに思っています。

差し当たって、私は、このままでは二元代表制はほとんど絵に描いた餅になってしまうのではないかと、いう議会人としてのおそれを持つのですが、行政のトップとして、答申書を受け取って、そのまま議案としてお出しになった首長としての御見解を伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大江議員の第1回目の質問に御答弁させていただきましたけれども、二元代表制が一元代表制になりかねないという御心配をされているということであり、1回目で答弁させていただいたように、決して、二元代表制の一方が活動できない、あるいは議会に求められている町民の皆

さんからのいろいろな期待感をそぐものだと私は思っておりません。今回の提案がそれをそぐものだという思いはございません。

それで、1回目の答弁のときにも言わせていただきましたけれども、やはり、今回の報酬等審議会の委員については、各界各層から選出させていただいた方でありまして、そういう審議会からの答申を受けたということでもありますので、尊重して、重く受けとめます。

ただ、私はその場に参画できる立場ではありませんでしたので、決裁等を見て、言葉の雰囲気、その場の雰囲気のみ込めない部分がありますけれども、これを受けて、やはり妥当だという判断に至ったところでありませぬ。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） たしか、5年前か6年前になろうかと思いますが、前回の特別職報酬等審議会の委員と今回の委員を見ますと、メンバーの中から、給料をもらって働いている人たちの状況を反映する委員が抜けています。そういう点では、町長は、各界各層を代表すると言っていますけれども、では、労働者側の意見はこの中に反映されているかとなったら、反映されていないのです。働く人たちがこの町で最も多く存在して、その意見が反映されない。多分、その人たちから見れば、冒頭にも申し上げたのですけれども、例えば、役場職員がやめて議員に立候補できるか、何人かの顔は思い浮かぶのです。いい考え方で、物すごく前向きだな、こういう人が議会に来ると活性化するなと思うのだけれども、とても誘えないです。子育てができない。

だから、若い人を入れたいと地方議会の皆さんは思っているのだけれども、客観的に見ても、とてもそれができないような状況に置かれていて、やっぱり、生活の本拠は別にあって、議員報酬は添え物だというような方しかなかなか出てこられないような仕組みを恒久的につくってしまうというのは、議会の

側から見れば、二元代表制の自殺行為ではないかと思うので、こういう物言いをしているところですよ。

町長、副町長、教育長の部分についても、この短い会議録の中では議論されたとなってますけれども、これは、議案が次号、次々号となっているので、ある面では関係がないように見えますが、この点でも全然踏み込んでいないと私は思います。今、地方が置かれている極端な少子高齢化あるいは人口減少社会に向かって、沈まないようにどうするかという点では、トップリーダー、あるいは、それ補佐する副リーダー、あるいは教育委員会の組織構成が今行われて、教育長に対する負担がどんとふえてくる。こういう中で、将来も見据えてどうあるべきかというのは、議論もされていないです。

そういう意味で、私は、もう一回、しっかり冷静に読みこなしてみたいと思うのですが、一読して思うのは、この方々で美幌町の二元代表制を左右されたら、美幌丸は沈没する可能性さえあるというふうに思っています。

質問なので、とりあえず、答申を受けて提案された町長にしか聞けません、平行線になるのでしょうか、再度お聞きして終わりたいと思うのですが、26名、22名、20名、18名、そして今日の14名まで、議会側の努力で定数を削減したその裏側にある議会側の思い、土谷町長が今回提案するに当たって、定数削減と総費用を縮小しようという議会側の思いについては再度お尋ねしたいと思います。それは、どのように町長の目に映っているのか。それは、やはり議論の対象外であって、1人に支給されている報酬の多寡だけが問題なのだという答申の姿勢と町長の姿勢はどのように重なるのか、重ならないのか、聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議会議員の定数も、30名、26名、24名でしたか、そういう変遷があります。これは、多分、その時代、

その時代の議員さんが、町民の皆さんの生活を含めて、住民感情を含めて、身を切る思いで削減してきた結果であるのではないかと考えております。それについて、私が現時点でさかのぼってコメントすることはいささか難しいといえますか、コメントするには余りにも準備が足りないと思っております。

今回、報酬等審議会の委員は、1回目の答弁でお話ししましたように、さまざまな経歴を持って、多くの町民の皆さんの声を受けとめる立場にある方であるということであり、もちろん、議会としての議員の役割や責任だとか使命は十分に承知しているつもりであります。

それで、今求められているのは、住民の皆さんとどうやって意見交換をするか、あるいは住民意思をどういうふうに反映するかということが議会議員の皆さんに求められていることだろうと思っておりますし、この前も第1回目の政策提言をしていただきましたけれども、議会としての政策提言ということも求められていると思います。また、議員間の政策論争も求められていると。

そういう求められることがたくさんある中で、先ほど言ったように、多くの町民の皆さんの声を聞く立場にある、そして、この場においても、いつも論議になるのは、やはり、住民の皆さんの生活が大変だと。住民の皆さんの艱難辛苦を憂いて、嘆く声を聞きながらという声がこの場でも何回も論議されたと思います。そういう意味での一定の評価だと、そのように私は受けとめております。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありませんか。（「議事進行について」と発言する者あり）

○4番（上杉晃央君） 今回、大江議員が情報公開条例に基づいて先に資料を読んでいたが、私どもは、当局のほうから分厚い資料をいただきました。これを十分に読みこなして、この問題点について、それぞれの議員が質疑をしたいというふうに思いますので、休憩をとっていただくこととあわせて、追加

で配付されたものについて、私も1回目の質疑は終わっていますけれども、この点に関して質疑をしたいというふうに考えていますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 今、4番上杉議員からありましたが、休憩はいたしますし、皆さんがお手元の資料をごらんになるという時間はあると思いますが、一度質疑された方がもう一回ということについては、同じものでなければいいのですけれども、この資料を見てのという、なかなか線引きが難しいことでもあります。

それで、二つのお話がありましたが、前段の休憩についてはいたします。そして、後段の話は、私にももう一回質疑をさせていただきますということについては認めることはできないというふうに私は考えております。

暫時休憩をいたします。

再開を2時30分といたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今、審議会の資料をいただきまして、しっかり読み解いたわけではありませんが、一部、事務局側で、過去19年、見直していないのは美幌だけとかという言葉があります。この辺は、見直しが19年前になされていたというのは、報酬だけをとればそうかもしれませんけれども、前に質問した議員が言っていますように、議員定数の削減や、平成22年に、報酬ではありませんが、期末勤勉手当でしたか、27万円を減額したというような、それなりの努力はしてきています。

それと、議員定数を削減することも、審議会の中では、勝手に自分たちで減らしたのではないかというふうな、見解の相違というふ

うに見られるところが、今、ざっと見ただけでも多々あるなというふうに感じています。

私は、女性議員として平成11年からやらせていただいていますけれども、その中で、日当が廃止になったりとか、いろいろなことがありました。その中でも、確かに、美幌の議会は、管内でも、人口も多いですけれども、報酬も高いほうだとは思っています。ただ、管内女性議員のネットワークをつくって、町村議員みんなで声をかけ合って勉強会を平成12年ぐらいからやっています。

そんな中で、先ほど町長は志だと言われましたけれども、低いところの議員の報酬を見ていると、よくやっているなというふうに私は思って見ているのです。やはり、美幌は、この町村の中で、いろいろな意味でリーダーシップをとっていくべきだと思っていますので、政務活動費がない時期からも自前で勉強をしてきましたけれども、議会の報酬を下げるということが町村議員にももっとも悪影響を与えていくのではないかなというふうに思っていますので、ある意味、責任というものもあります。

それと、私は、こういうふうに出ささせていただいて、ぜひ後に続く人をつくりたいと思いまして、これはという女性に3回ぐらい声をかけたことがあります。そのときに、今、子供が学校に行っているのですが、とてもではないけれども、それはできないよということと、町の臨時職員よりも報酬が少ないからとてもやれないとか、そういう話を聞きました。

町長が言った、志で議員をするというだけではない、もっと現実的な問題がありますし、答申を受けたと言いますけれども、このやりとりを町長は全部目にはしているのかどうか、まず、その1点をお聞きしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 目は通しました。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そうすれば、説明の仕方もあるかもしれませんが、自分たちの都合で定数を削減しているのだとか、今まで、美幌の議会が、いろいろな歴史をたどり、そして、自分たちがとってきた行動が余り評価されていない。それは、私たちにも少しは責任があるのかもしれませんが、出し方というか、そういうこともちょっとあるのかなというふうに思っておりますし、実際に、前回、特別職報酬等審議会を開いたときには、ある一定の答えを出していますし、そういうことをこの人たちはなかなか理解していただいているのではないかなと思いますけれども、その辺は事務局からある程度の説明をあらかじめしていただいたのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議事録を読ませていただいて、その中に、前回の轍を踏まないよということ、議員の皆さんとも意見交換をしたいという意向があるように受けとめましたので、ぜひ、そういう提案があった中で、受けていただきたかったなという思いを私はしております。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今の町長のお話がちょっとわからないのですけれども、今回、提案されてからということでしょうか。それとも、前回のことを言っているのか。

それから、私は、適切な資料ではなくて、下げることありきのような資料でなかったかなというふうな印象を与えられました。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員の皆さんの主張もあるので、審議会でお話ししようという投げかけがあったように私は聞いておりますけれども、ぜひ、そういう機会をつくっていただきたかったなという思いであります。

あと、意図的に資料をつくったりというようなことは事務局としてはしていないと思っておりますし、私も、諮問をするに当たっ

て、下げるために諮問をしましたなどという気持ちは全くありません。第三者機関に適正な判断をしていただくということで諮問をしているわけでありますから、意図的に何かをしようとか、そういうことは全くありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

3 番中嶋すみ江さん。

○3 番（中嶋すみ江君） 議員報酬については、議員にさせていただいて初めて理解が深まりました。そして、今回、先ほどの説明を聞きながら、上位だから中位の水準に下げるといってお話をされたのですけれども、上位だったらだめなのか、その理由は何なのかということと、それから、議員定数削減と議員報酬は直接関係がないという認識が審議会委員にあるようですが、町長は、定数削減とは別問題と考えているのか。

それから、先ほど、大江議員から、労働者が委員に入っていないと、意見が反映されていないというお話を聞きました。私は、議員に当選する前は、職場で働いており、働く婦人でありました。そのときに、志を持って、議員になろうということで、この4年間、働かせていただきました。それを審議会の方が認識されていなかったのがすごく残念に思いました。そして、4年前に働いていて、議員の志を持って立って、報酬を聞いたときに、やはり、私は生活があるから働いておりましたので、それに見合ったようなお給料であったらいいなど。議員は報酬と言いますが、生活もあるのです、そうだったらいいなど思っていました。それが、大体似通っていましたので、これが高いとは思っておりません。私は56歳でしたから、女性としてはちょうどなのかなと、そんな思いでおりました。ですから、生活、家庭を支える男性にとっては、この報酬の金額は決して高いものではないと思っております。また、若い世代の方がきらりと輝くまちづくりのために、町

民のために一生懸命頑張ろうと思ったときには、この報酬の金額は決して高くはないなど私の中では思っております。

そしてまた、審議会の資料を見せていただいたのですけれども、私は初めて議員になったので、これを読んで理解するのにちょっと時間がかかります。それで、この審議会も4カ月間かかっております。だから、次の選挙が終わってから、新しい方が入って14人がそろったときに、考えさせてもらえる時間があったらどんなにいいかと思っております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） トップでないのだめなのかどうかということについては、私のほうから申し上げることはできませんし、新しい体制で検討するというようなことも、私は、今、提案している側なので、それは議会の権限の中でされることなので、私が特にお答えするようなことはできません。

○議長（古館繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 後段のほうは、お給料だったらよかったのにと内容のお尋ねだったと思います。

議員は御存じかもしれませんが、今、議員報酬とは、生活給なのか、あるいは報酬なのかということで、ずっと以前から論議されております。恐らく、議長会としては、生活給的な意味合いで、国会議員は歳費という言い方で位置づけられておりますが、地方歳費ということで、議長会で、たしか平成20年ごろだったと思いますが、自治法改正のときに要望されているのではないかと思います。したがって、依然として生活給という位置づけではないというのが今の現実の姿であります。

私は、報酬等審議会の当事者ではありませんので、審議会の中に入って論議を生で聞いているわけではありませんけれども、議事録等々を拝見したり、あるいは、非公式の席で委員と意見交換、情報交換をする中で感じる

のは、やはり、その辺の違いが出ているのかなと感じているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 生活給と報酬のことは私もちょっとは理解しておりましたが、自分が議員になるときの立ち位置のことでちょっとお話をさせていただきました。

あとは、議員定数の削減と議員報酬に直接の関係がないという委員の認識がありますが、それに対しての町長の考えをお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは、先ほど大江議員の質問にお答えしたとおりであります。その時々、議員の皆さんが苦勞して、時代背景を含めて定数を削減してきたというようなことであります。もちろん、町側も行革を進める中、それに歩調を合わせるような形の時代もありましたし、そんな中で、議員定数の削減というようなことをやってこられたのだらうと思います。

これ以上のお答えはできないわけでありまして、そういった理解をしているところでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 今回の条例提案の目的というのは、財政状況、また、道内の類似団体との比較ということで、今回、議会と町長部局の報酬、また、給与を減額するということですが、前回、4年前のときには、ほかの農業委員とか監査委員だとか教育委員だとか、そうした非常勤特別職員も一緒に提案されていたかと思うのです。また、そのほかに、町には、委員会とか審議会とか、日当を払う団体が大体60前後あります。そうした日当等についても、しばらく変わっていないのではないかと考えています。

なぜ、今回、町長は報酬等審議会にそうした諮問をしなかったのか、ひとつ聞かせてい

ただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 橋本議員からの御質問で、非常勤特別職員の報酬のあり方の改正についてということではありますが、今回、この審議会には諮問をしております。それで、答申のほうにも載っております。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 諮問をしていましたか。ということは、現状維持ということでの回答が返ってきているということなのか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 現行の報酬額を据え置くことが妥当という答申であります。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長、それは何ページのどこに書いてあるのか、ちょっと教えてください。

○総務部長（平井雄二君） 答申書の2ページです。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 妥当という結果が出たようなのですが、まず、今回、財政を気にして引き下げ幅を決定されるということなのですが、どうも私にはちょっとわからないのです。前回の報酬等審議会とほとんど同じメンバーで、前回は引き下げを提案してきたのに、今回については引き下げを提案していないということについて——町長に聞いても無駄ですね。そういうことなのですが、本当はそこまで触れてほしかったとしか言いようがないですね。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 5番早瀬仁志さん。

○5番（早瀬仁志君） 私は、報酬等審議会の件ではございませんけれども、今回、議員の報酬削減ということを提案されまして、私は、町長が出していただいたことに関しては、賛成というか、それに対して異論はありません。ただし、それぞれの議員の方が言っ

ておられますように、将来のために議員の報酬を下げることで、次代を担う新しい芽を摘んで、これから議会に出てこようということが阻害されるのではないかという懸念があるということで、私としては、非常に残念であるということでもあります。

財政状況が逼迫して、それを削減したいということも大いにわかりますし、近隣の町村とのバランスを考えてくれたということで、審議会の方々も苦勞して出された結論だということも非常に理解をしております。ただ、私ども同じ議員として改めて考えますと、やはり非常に厳しいと。

私は、町長がおっしゃるように、当然、志があって出てきているわけでありましてけれども、本当にそれに見合った十分な仕事ができたとすると、自分としては疑問を感じています。

そこで、自分の報酬が妥当かどうかというのは、多くの町民が考えて判断することというふうに考えております。

今回、町長が提案した数字については、私、議員個人としては賛成いたしますけれども、議員全体としては、やはり、ちょっと問題があるということで、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 報酬等審議会については、かつては、議会議員だけで決めていた時代もあるわけですが、どうしてもお手盛りになるというようなことで、第三者機関を設けて、その中で、公正公平な立場で審議をしていただいて、それを答申という形で市町村長が受けるというような形になっているわけです。

私は、決して下げるという諮問の仕方はしておりません。妥当かどうかということの審議で諮問をしております。

それで、もう一つ、今回、職員の給与の全体的な見直しの中で、職員も2%、多くて4%の削減をするというようなことも提案して、可決いただいているところであります。

また、平成25年には、東日本大震災への対応ということで、総務大臣の要請の中で、平均で2.1%の9カ月間、私も副町長も教育長もそうでありましたけれども、給与の減額をしているというようなこともあります。そんな中で、今回、諮問をさせていただいたということでもあります。

それで、いろいろなことがあると思います。きのう、ある議員からいただきましたけれども、全国にはいろいろな取り組みをしておられるところがあって、長野県のある町では、満50歳以下の町議に限り、議員報酬を月額18万円から30万円にしたというような例もあります。これは、多分、議会の皆さんの中からの発案だと思います。そういうことも現実的にはできるわけでありまして、議会の皆さんのお声も聞きながら、今の質問をしっかりと受けとめていきたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 5番早瀬仁志さん。

○5番（早瀬仁志君） ここで賛成と言うのもおかしな話なのだと思うのです。ただし、多くの議員は、提案された内容について、これほど疑義を申し上げているということでもあります。これは、やはり、町長は重く受けとめていただきたいと思います。

それから、審議委員の皆さんも深く協議をされて出された結果だとは思いますが、それも十分理解しますけれども、やはり、町長もそうですが、議員も、町民の審判を受けて出てきているということでもあります。非常に厳しい戦いをして出てきているわけですから、皆さんは、それぞれ思いを持って町政に向かってきていると思うので、町民の方々が、議員に対して、もうちょっと温かい目で応援していただければと思うのです。

恐らく、大勢の町民の方々は、議員の歳費はとにかく高い、下げればそれでよしいということで、簡単に、安易に考えている面があるのではないかということ強く思うのです。やはり、我々は活動に対しての報酬だと思っておりますので、ぜひともその辺を考えて

いただきたいと思います。

よろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） みずからの処遇を決めるというのは大変重い仕事だと思いますけれども、かつて、議会の中でも、いろいろな改革をしてきた経過がございます。それは、定数を削るというのが一番大きなことだと思います。また、日当の廃止であるとか、いろいろな審議会に参画しないというような改革もしてきた、あるいは海外研修もやめてきたというような経過もあります。

それは、とりも直さず、議員活動中の重要な部分をカットするというようなことだろうと思いますので、そういった痛みは十分わかりながら、今回、こういう提案をさせていただいたのは、冒頭の大江議員の質問にお答えしたように、審議委員の皆さんは、それぞれさまざまな分野から、いろいろな声を聞ける立場にある方の審議会の答申ということですので、それを受けての判断ということで御理解をいただきたい、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

1 番新鞍峯雄さん。

○1 番（新鞍峯雄君） 私も、4年前、町民の付託を受けて、また、さまざまな公約の中で、議員報酬の話といたしますが、多くの町民の声を聞いて、今、議員をやらせていただいているわけですがけれども、やはり、諸先輩からいろいろなお話を聞いて、定例会、臨時会、常任委員会、全員協議会、特別委員会とか、正直に申しまして、議員になる以前は本当に中身を知りませんでした。そして、会議がない土・日あたりは、町民の意見をいろいろ聞いて回っております。

そういう中で、議会広報が、3カ月に1回、各家庭に配布されているわけですがけれども、私の親しい方でもなかなか目を通していないのです。おお、新鞍さん、元気だったのかと言われるのですが、いやいや、議会広報

を見ていただければ、隅っこに必ず新鞍の名前が載っていますと言って歩いています。

先ほど出していただきました審議会の議事録の中でも、1人だけ政務活動費をもらっていないな、何もやっていないからもらわないのかと。だけれども、正直に申しまして、議会広報を見ていただければ、ある程度、やっているのは理解していただけると思うのですがけれども、今、皆さんの意見を聞きまして、本当に熟慮を重ねているわけであります。

ただ、民意というのもある程度考えなければならぬのかなと。ただ、考えれば考えるほど難しい。今、皆さん方が言われた、後に若い方が続かないという話については、本当に複雑な心境でありますけれども、きちんと決めなければならないということで、最後には決断を下すわけですがけれども、町長も、下げるために答申したわけではないと申ししておりますけれども、今の時代の流れから申しまして、答申する、イコール、下げるという意味合いではないかと私は考えているところであります。

今議会で決めなければならないということで、再度、町長からお話しすることがあれば。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私の思いは、先ほどから答弁させていただいていることに尽きるわけでありましてけれども、若い人が続かないという内容が、議員の報酬だけなのかというところだと思います。

これは、最初の質問にありましたように、僕も含めてそうなのですからけれども、もうちょっと若い人を信じてもいいのではないかなと。若い人は、我々の背中を見て、目指す姿だとか、すばらしさだとか——そういうことを、多分、我々ができていないから、後に続く人が少ないのだろうと思わざるを得ないわけでありまして。ですから、我々というより、私は、これからはしっかりとやっていって、そして、多くの方が立候補するというようなことを願ってやまないところであります。

す。

○議長（古館繁夫君） 12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） いろいろ議員からの御意見がありましたが、町長から答弁するというのはなかなか難しいものがあるとお察し申し上げます。

何を聞けばいいかなと思っていたのですが、こういう審議会との話し合いということになると、町長が今申し上げたように、確かに難しいものがありますけれども、議会議員の立場と町長の立場は違うと思います。ですから、同じにはならない。議会議員になろうとする人間は、選挙を通じて出てこなければならぬ。選挙をするためには、支援者がいなければ、それから、その支援者に動いてもらわなかったら票に結びつかない。選挙という言葉をつまえば、町長も同じでしょう。しかしながら、申しわけないですが、町長の場合は、町のために一生懸命やられてきて、お名前もあり、信用もある、そこなのですね。

町長は、若い者は後に続くなんて簡単に言いますが、子供たちが誰の背中を見るかということだと思うのです。そういうチャンスはどこにあるのか、自分の親なのか、隣の親戚のおじさんなのか、それはわかりません。

ただ、私みたいな昭和20年生まれの間が、諸先輩方の重みとか、いろいろな経験というものを見ながら、また、自分の心の中で評価しながら、そうやって判断するのは違うのです。町長はお金のことだけかと言われましたが、はっきり申しますと、大きい声で「そうだ」と叫びたくなるのです。では、若い者に、お金のことを言わないで、ついてこいと言っても、何百名に一人はいるかもしれませんが、ついてくる人間はいない。

私も、長い間、うちの女房に苦勞をかけて頑張ってきました。町長に言う話ではないかもしれませんが、話の流れでありますので、恥を忍んで申せば、「議会議員を勤めている

お父さん、私が何を考えているか、考えたことはありますか」という質問を投げかけられました。それは、夫婦だから、いろいろと苦勞をともにしてきたのだろうと私は思っています。中身まで申しませんが、相当な苦勞を背負ってきているわけです。

ということは、今、町長がおっしゃった、プライドとか美幌町のためだとかと考えているのはおやじばかりで、女性はまた違って、子供たちのこととか、女性の立場でいろいろ考えるわけです。

先ほど、いみじくも、岡本さんのほうからありましたが、女性に声をかけて、議会に出てきて頑張ってみませんか。それはなかなか難しいことなのです。私みたいに、ちょっとおかしいかなと思うぐらいの人間とは違い、今の若い人たちは、意外ときちんと考えて行動を起こすと私は信じております。その若い連中が、議会議員、町長の選挙になって何を思うか、いろいろ聞いてきたわけですが、ぴたっとはまるような言葉を言える人はなかなかいないです。

その中で、報酬が下がってくるなんてことには、私はこの場ではっきり言わせてもらえば反対です。

前段で、いろいろな議員が、あれも引き下げた、これもなくした、こうやって努力してきたという話をされました。私も、定員削減のときには、私と何人かしか反対しなかったと思います。その中の反対者の一人が私でした。こんなに下げてどうするのだと。

先日も、議員同士でいろいろな意見を交換しました。仕事はどんどんきつくなっていく、大変だ。ですから、今は、過去に私が議員に出たときの二十数名のときの話とはわけが全く違うのです。確かに、仕事はきついです。おかげさまで、私は結構パワーがあるほうなのですが、きついです。

そんな話はどうでもいいのですが、町長の報酬だとか議員報酬の話をちょっと置いておいて、昨年、監査委員の研修で全国へ行ってまいりました。我が町の監査委員報酬

は、見事に立派な数字であります。1桁の低い数字です。公認会計士の偉い先生方に笑われました。地方の市町村の監査委員の報酬を見て、私どもはびっくりしました。たまたま夕張の話が出ました。「皆さん、北海道に夕張というところがありますね。あそこがこうなったのは、監査委員が監査をしなかったからです」と、何千人の満座の前ではっきり申しました。とするならば、監査委員にはそれだけの価値があります。東京都の監査委員は数十名いますが、美幌町の月額報酬の何十倍です。

そして、いろいろと聞いてみますと、監査委員に与える報酬というのはそれだけのものなのか、本当に監査委員の価値がわかっているのか。前回も、我が町の監査委員は、ちょっとしたことがありましてやめられました。その程度なのです。何だ、こんなのならやめちゃうわ、はっきり言ってやってられないのです。町長、そういうことも頭の中に入れておいてほしいと思うのです。

ですから、報酬等に関して、いろいろお勉強されるのは結構だと思います。いや、勉強していかなければだめだと思います。そういうことも考えてみますと、町長がみずから答申して出てきた問題に関しては、それは町長からとやかく言われる問題ではないと思います。ただ、ただいま発言を求めて、せっかくチャンスをいただいたので、私もはっきり物を言う人間ですから、言わせてもらえば、この審議会の皆さんのお名前を見たら、立派な方ばかりです。先ほどどなたかからも質問があったように、では、その方が、失礼ですけども、議会の傍聴に何回来られたか、本当に、町会議員はどんな仕事をしているのか、理解していただいているのか、世間の話だけを聞いて判断している部分はないのか、あの議員はこうだぞ、この議員はこうだぞという下世話な話だけを聞いて判断しているのではないかという疑問が生じてくるようです。そういう疑問が生じないのであれば、大事な審議をしているのに、この審議会の方は見学に

も来ない、私も見たことがない。果たして、それで、おおよそ判断ができるのかといったら、それは疑問だと思います。

私は、議員、友人との話の中で、また、町民の中にも、仕事をきちんとしている人間には、極端ですけれども、幾ら払っても惜しくはない。町のために一生懸命やってくれるのなら。ですから、私が反対だというのは、私の置かれている議員の話だけではないのです。町長にしても、副町長にしても、教育委員長にしても、私は、これ以上は少ないと思います。その責任の重さたるや、背負ったら100キロでは済まないのではないかなと思うぐらい重いものがあると思います。

2万人を超えるだけの人口の生命、財産を守っていかなければなんて町長はよく申しています。そのとおりなのです。それだけの責任を背負っておられる方に、報酬はこれですよ、周りがこうだから下げますよ、今、世間で報道されている話と全く違います。優良企業の何々は、今度のベースアップで、やれ3,000円だ、やれ5,000円だ、6,000円だと。片一方、田舎の町議会では、町長は下げますよ、議員さんも下げますよと。

私は、落選したのも入れて20年以上かかわってきております。何とか美幌のために頑張りたい、そうやって頑張ってきました。

それから、報酬等に関しても、先輩方いろいろな議論をしてまいりました。はっきり申し上げて、頼りのない議員さんもおりました。でも、私は、いろいろな議員さんがいるからいろいろな意見が出てくると。ですから、外野席から眺めて、議員報酬はこんなに要らないなんて判断されるのはちょっといかなものかなと、このように思います。

町長にもいろいろなお考えがあつてこういうことになったのだと思いますが、今までと重複するような話があるかもしれませんが、私は私なりに思ったまま言ったのですけれども、町長から、もしなければならぬ結構なのですが、あれば一言いただきたいと思いません。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、大変長い質問で、漏れがあればと思ったのですが、それは必要がないということでもありますので、思いを話せということだろうと思います。

私は、1分の1の責任であります。それに見合う報酬でいいと思っております。この後の議案に出てきますけれども、附則ではなくて本則でうたってくれというような答申でありますので、今、宗像議員がおっしゃったように、議員の定数は14人で構成されておまして、いろいろな議員さんがおられるというお話でありますけれども、総体としての評価だと私は思っております。これ以上言って、また物議を醸して、この論議でいろいろ出てきてもあれなので、ちょっとやめます。

家庭のお話もされましたけれども、男はやはり夢を追うものだなというのが率直な感想であります。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） ありがとうございます。

私も、話せば長くなるもので、申しわけないと思いますが、いろいろな議員さんがいてもいい。

というのは、町長にはちょっと口幅つたい言い方かもしれませんが、丸い球も角度が広いのですね。どちらの角度から見ても丸いと思われればいいのですけれども、それを、各議員さんが、いろいろな角度から来たものを判断して決めるわけですから、いろいろな角度がないと判断しづらいのです。ですから、僕は、いろいろな人間、いろいろな方々の見る角度によって、私も勉強になるのです。それは、口では言います。いやいや、あの議員さんには、いやいや、この議員さんにはと口では言いますが、心の中では、なるほど、こういう考え方もあるのか、こういう見方もあるのか、非常に勉強になるのが判断材料に非常に大事なのです。ですか

ら、14名にするときには反対したのです。

町長が今申しましたが、実際には14名ではないのです。議長が抜けて13人、議論の中に加わってこられない。それから、現在みたいに1名が欠けております。それから、私は監査委員をやらせてもらっているので、時々抜けます。継続で委員会で話している場合は、参加していないから、ところどころわからないところもあります。

そういう中で審議をした場合に、12名の過半数は6名です。そうしたら、極端に言えば、町の議会は、2万人の町で6名で判断すると言っても過言ではないです。では、町の大事なこと、今回みたいに1年間のこれからの予算を決める、果たしてこの予算でいいのか、悪いのか、それを、町民の皆さん、6人で決めていいのですか。ですから、町民の皆さんに判断してもらいたい。

皆さん、美幌の町は、6人で賛成だ、反対だと決められるのです。極端に言えば、町長は1人、副町長もいらっしやいますけれども、そうやっています。議員は、積み上げというのは余りないのです。ところが、町長の場合は、はっきり申し上げて、優秀な職員が積み上げてくるのです。その中で町長が判断し、また提案し、これでいいのか、これで悪いのか、議員はそうではないのです。議員の中にはそういう方もいらっしやるかもしれないですけども、議員は選ばれて出てくる単品なのです。これが判断するのです。

ということは、議員の判断というのは、そんなに安いものでいいですか。食事をできないぐらいでもいいのですか。空気を食べては生きられません。

ということまでは言いませんけれども、私も、近い時期には15万円ぐらいの年金暮らしに戻る可能性があります。それでも、15万円だったら、何とか、漬け物をかじりながらも生きてはいけます。（「15万円もらえれば立派だ」と発言する者あり）

そうですね。彼が言うのだから間違いないでしょう。私は生きられると思っています。

ですから、この仕事は、つらいけれども、町長がおっしゃったように、夢も食べていますから、結構おなかは膨れます。美幌の町に俺の一言が役に立つのだなと思えば、少々腹が減っていてもおなか膨れます。ですからいいのですけれども、私にも息子がいます、娘がいます、これだけの報酬で頑張れるかといったら、頑張れないと思います。ですから、報酬の高いほうに動くのです。

我が町の介護士さんにしても看護師さんにしてもそうでしょう。やはり、生活がかかっているのです。仕事は一生懸命やりたい、立派な仕事だからプライドを持ってやりたい、でも、隣のほうがちょっと高いから隣へ行こうかということです。私たち議員は、隣に行こうかというわけにはいかないのです。

冗談ですけれども、そんなことで、町長が答申に対して我々の質問を受けるということは大変申しわけないことだと思いますが、議会の場でありますので、参考にしていただければ幸いです。町長は、町を何とかしたいという立派な心を持って、誠実にやっております。私の言葉にそれをよけるほどの力はありませんし、質問らしい質問ではないかもしれませんが、今後の報酬等審議会についても、先ほどどなたかが言われたように、こういう立派な方々も結構ですけれども、もうちょっと庶民からの意見を吸い上げられるような形のほうがベターだと思われるもので、質問させてもらいました。

答弁は多分ないのかなと思いますけれども、先ほどちらっと言った監査委員の仕事も激務です。私は大したことない。代表監査になると大変な仕事だと私は思います。ずっと4年間見てきましたから。

町会議員さんの中にも、年間1回の審査があります。あれに近いだけの書類を3日か4日のうちに1人で見なければならぬのです。それは激務です。それを1桁の安い報酬でやるわけですから、それも参考にして、心の中に書きとめておいていただければありがたいなと思います。

町長から何かあればお聞きします。

なければ、終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、胸の内を十分に話していただきました。ただ、私も、1分の1ということで、こうすればこうなると知りながら、やむにやまれぬ大和魂ではありませんけれども、まさにそういう心境になることもあります。今回の場合は、そういう思いではありませんけれども、審議会の皆さんを信じておりますので、その答申に基づいて判断させていただいたということでありますので、御理解をいただきたい、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

3時55分に再開をいたします。

その間、議会運営委員会を開きますので、よろしく願いいたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

会期延長についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期延長についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 会期延長について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第1 会期延長についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を3月23日まで3日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は3月23日まで3日間延長することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会します。

午後 3時56分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員